

苫小牧市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

第1章 苫小牧市建築物省エネ法に係る建築物の措置等

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号 以下「法」という。）に規定される建築物に係る措置等に関する事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定める。

第2章 建築主の基準適合義務等

(適合基準)

第2条 この章における建築物エネルギー消費性能確保計画及び建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、法第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(判定の実施)

第3条 適合性の判定申請を行おうとする建築主は、苫小牧市建築主事（以下「市建築主事」という。）に建築基準法（昭和25年法律第201号 以下「基準法」という。）第6条第1項の規定に基づく確認申請書又は法第18条第2項の規定に基づく計画通知を提出する場合、法第14条に定められた登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録省エネ判定機関」という。）に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出し、法第11条第3項に規定する「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第14条第2項の規定により読み替えて適用される同法第11条第3項の規定による適合判定通知書（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則様式（以下「規則様式」という。）7）」の交付を受け、当該適合判定通知書若しくはその写しを市建築主事あて提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第4条 適合性の判定申請を行った建築主（以下次項において「建築主」という。）は、市建築主事から基準法第7条第5項又は同法第18条第22項の規定による検査済証の交付を受けようとする場合、前条の計画の変更が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（以下「法施行規則」という。）第5条の軽微な変更に該当していることを説明する書面「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書（以下次項において「軽微変更該当説明書」という。）（要綱様式1-1又は要綱様式1-2）」を市建築主事あて完了検査申請書に添付して提出するものとする。

2 建築主は、前項の場合において、計画の変更が法施行規則第13条の規定に基づき、再計算によって基準適合が明らかな変更（計画の根本的な変更を除く。）に該当していることを証する書面「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第13条の規定による軽微変更該当証明書（要綱様式2）」の交付を登録省エネ判定機関に求め、当該軽微変更該当証明書若しくはその写しを軽微変更該当説明書に添付するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(認定基準)

第5条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第30条第1項各号に規定する認定基準に適合するものとする。

(事前審査)

第6条 計画認定申請を行おうとする建築主（以下この章において「申請者」という。）は、市長に法第29条第1項の規定に基づく認定申請書を提出する前に、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号。）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（住宅の用途に供する建築物である場合に限る。）又は登録省エネ判定機関に認定に係る技術的審査を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査適合証（以下「計画認定適合証」という。）（要綱様式3）」の交付を受けるものとする。

2 前項に定める計画認定適合証は、法第30条第1項第1号及び第2号に規定する認定基準について、次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものであること。

- (1) 外皮性能の基準
- (2) 一次エネルギー消費量の基準
- (3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

(認定申請)

第7条 申請者は、法第29条第1項に規定する認定の申請をするときは、法施行規則第20条に規定する認定申請書を市長に提出するものとする。

2 前項の申請に併せて法第30条第2項の規定による申し出を行おうとする場合には、申請者は前項の認定に必要な図書に基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出しなければならない。

(認定申請に必要な図書)

第8条 申請者は、法施行規則第20条に規定する図書のほか、次に定める図書を提出するものとする。

- (1) 第6条第1項に規定する計画認定適合証
- (2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、委任状

(認定の通知)

第9条 市長は、計画の認定をするときは、法施行規則第24条第1項の規定により、申請者へ「建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（規則様式28）」を交付する。

(計画の変更申請)

第10条 申請者は、法第31条に規定する変更認定の申請をするときは、法施行規則第26条に規定する変更認定申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、8条までの規定を準用する。

(計画の変更認定の通知)

第11条 市長は、前条の規定に基づき変更した計画の認定をするときは、法施行規則第27条第1項の規定により、申請者へ「建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書(規則様式30)」を交付する。

(取り下げ届)

第12条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、「取り下げ届(要綱様式4)」1部を市長に提出しなければならない。

(取りやめ届)

第13条 計画の認定を受けた者(以下「認定建築主」という。)は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定計画」という。)の建築を取りやめるときは、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築を取りやめる旨の届出書(要綱様式5)」1部に認定通知書を添えて、市長に提出しなければならない。

(完了の報告等)

第14条 認定建築主は、認定計画の建築物の建築工事が完了したときは、認定計画に従って建築工事が行われた旨を建築士に確認させ、速やかに、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の建築工事が完了した旨の報告書(要綱様式6)」1部を市長に提出しなければならない。

2 法第32条の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書(要綱様式7)」1部を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第15条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、「認定しない旨の通知書(要綱様式8)」を申請者に送付するものとする。

(改善命令)

第16条 市長は、法第33条の規定による改善命令は、市長が必要と認めるときに、「改善命令書(要綱様式9)」により行うものとする。

(認定の取り消し)

第17条 市長は、法第34条の規定による認定の取り消しをするときは、市長が必要と認めるときに、「認定取消通知書(要綱様式10)」により行うものとする。

(譲渡人決定の届け出)

第18条 認定建築主が計画に基づく建築物または住戸を譲渡人に譲り渡した場合、認定建築主または譲受人は、単独でまたは共同して当該建築物または住戸の名義を変更した旨を、「名義変更届出書(要綱様式11)」により市長に届け出るものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第19条 法第11条第1項の建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けなければならない建築物の建築において、市建築主事から基準法第7条第5項又は同法第18条第18項の規定による検査済証の交付を受けようとする認定建築主は、その計画の変更が法施行規則第25条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を申請するときは、「軽微変更該当証明申請書（要綱様式12）」を市長に提出するものとする。

2 市長は、前条の証明をするときは、認定建築主へ「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第28条の規定による軽微変更該当証明書（要綱様式13）」を交付する。

第4章 その他

(その他)

第20条 前条までの規定により難しい場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成28年4月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年9月17日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。